



## 第3回黒潮町議会9月定例会会議録

令和元年9月13日 開会

令和元年9月26日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 13 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
9 月 14 日	土	休 会	休 会
9 月 15 日	日	休 会	休 会
9 月 16 日	月	休 会	委員会
9 月 17 日	火	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 18 日	水	休 会	委員会
9 月 19 日	木	休 会	委員会
9 月 20 日	金	休 会	委員会
9 月 21 日	土	休 会	休 会
9 月 22 日	日	休 会	休 会
9 月 23 日	月	休 会	休 会
9 月 24 日	火	本会議	一般質問
9 月 25 日	水	本会議	一般質問
9 月 26 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 18 号

令和元年 9 月第 3 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 9 月 6 日

黒潮町長 大西 勝也

記

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和元年 9 月 13 日    |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和元年9月13日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 沖美佑

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 浅野修一

6番 吉尾昌樹

議 事 日 程 第 1 号

令和元年9月13日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第11号から第42号まで  
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 11 号	平成 30 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 12 号	平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 13 号	平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 14 号	平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 15 号	平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 16 号	平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 17 号	平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 18 号	平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 19 号	平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 20 号	平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 21 号	平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 24 号	黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 25 号	黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 26 号	黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号	黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 28 号	黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 29 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 30 号	黒潮町税条例等の一部を改正する条例について
議案第 31 号	黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 32 号	黒潮町消防団員の定員任免給与服務に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 33 号	黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 34 号	黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号	黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第 36 号	黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 37 号	令和元年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 38 号	令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 39 号	令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 40 号	令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 41 号	町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について
議案第 42 号	黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について

## 議 事 の 経 過

令和元年9月13日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和元年9月第3回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

初めに、報告第9号から第11号および13号から町長から、報告12号が教育委員会から、報告14号から18号までが監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認お願いします。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配布しました文書表のとおりです。

陳情第10号を産業建設常任委員会に付託します。

次に、町長および議長の行動報告につきましては、議席に行動報告書を配布しておりますので、これをもって、報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和元年9月第3回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ここで、6月議会定例会以降の主な事項につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、8月14日から15日にかけて接近致しました台風10号の対応と、被害状況について報告させていただきます。

今般の台風10号につきましては、室戸岬で最大瞬間風速41.1メートルを観測、兵庫、広島では尊い命が奪われる等、大きな被害に見舞われました。お亡くなりなられました方々へ心よりのご冥福をお祈り致しますとともに、被害に遭われました方々へ心よりお見舞いを申し上げる次第です。

本町での台風10号への対応と致しましては、過去に大きな災害をもたらした予測進路となっており、8月14日9時に第1配備体制をとり、13時に第2配備体制とし、町内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令、同時に、避難所を開設致しました。

13時25分には暴風警報、16時12分には大雨警報が発表。

17時に第3配備とし、災害対策本部を設置し、第1回災害対策本部会議を開催。現状報告と今後の対応について協議を致しました。

その後、同17時に、町内全域に避難勧告を発令。

23時29分には高潮警報が発表され、翌日15日3時には、蜷川で時間雨量42ミリを記録し、3時50分には

大雨警報（土砂災害）が発表されたところです。

8時には、第2回災害対策本部会議を実施し、接近してくる台風に対し警戒態勢をとることを確認致しました。

お昼ごろにかけて最接近致しました台風第10号でしたが、風は強く吹いたものの雨は当初の予報ほど降らず、13時30分に第3回災害対策本部会議を開催し、今後の被害調査等の確認をし、災害対策本部を解散。第2配備体制と致しました。

14時23分には、大きな被害もなく大雨警報が解除され、同日14時30分に避難勧告および第2配備体制も解除。順次、避難所を閉所し、通常業務に戻りました。

町が開設致しました10個所の避難所で、45世帯、74人が避難をしておりましたが、15時45分に全ての避難所を閉所致しました。

また、このたびの台風第10号への警戒態勢として、国土交通省中村河川国道事務所ならびに黒潮消防署より、連絡調整員の派遣をいただいております。

被害の詳細につきましては、鈴漁協荷捌施設の屋根が損壊致しましたが、町道、河川の大規模災害はございませんでした。

町道の倒木が9件、カーブミラーの損壊2件がございましたが、建設業者の迅速な対応により、早期の復旧を致しました。

また、幡多農業振興センターの調査により、ビニールハウスの被覆資材および本体破損の被害が3.5ヘクタール、露地作物への被害が5ヘクタール確認をされております。

黒潮町では幸いにも、人的被害や家屋等への大きな被害はございませんでした。

今般の対応において、避難所開設等で区長さまをはじめ、地域の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

次に、全国学力・学習状況調査につきまして、報告させていただきます。

本年4月18日に実施致しました全国学力・学習状況調査の結果が、7月31日に公表をされました。平成19年に始まったこの調査は、全国悉皆調査としては10回目、抽出調査を合わせると12回目の調査となり、初めて中学校英語の調査も行われました。

また、平成29年3月に公示された学習指導要領の考え方にに基づき、本年度から知識と活用を一体的に問う問題となりました。

まず、黒潮町の小学校の平均正答率を全国平均と比較致しますと、小学校の国語につきましては、全国平均との差が、プラス1.6ポイント、算数につきましてはプラス1.5ポイントとなっており、国語、算数ともに全国平均を上回る結果となりました。経年で見ますと改善傾向にあると言えます。

黒潮町の中学校の平均正答率を全国平均と比較致しますと、国語についてはマイナス4.4ポイント、数学についてはプラス1.2ポイント、今年度初めて行われました英語につきましてはマイナス6.5ポイントとなり、数学については全国平均を上回り、改善傾向にございますが、国語と英語で全国平均を下回り、課題が残る結果となりました。

これらの調査の結果からは、情報を処理しながら内容をとらえたり、根拠を明確にして自分の考えを記述したりするなどの力が、読んだことについて話したり聞いたりして、自分の気持ちや考えを伝え合う言語活動を柱に据えた授業改善が求められているところです。

また、児童生徒への質問紙では、自分にはよいところがあると思いますかについて、肯定的評価が小学校において87.1パーセント、中学校で89.1パーセントとなっており、全国と比較致しますと、小学校でプラス5.9

ポイント、中学校でプラス 15.0 ポイントとなっております。

また、人の役に立つ人間になりたいと思いますかにつきましては、小学校において 98.4 パーセント、中学校で 96.4 パーセントとなっており、全国平均と比較致しましても、小学校でプラス 3.2 ポイント、中学校でプラス 2.1 ポイント上回っております。自己肯定感の高まりが見られ、人の役に立つ人になりたいとほとんどの児童生徒が回答していることは、大変喜ばしい結果です。

今後、各学校では、今回の調査結果の内容について細かな分析を行い、明確になった課題を職員間で共有した上で、より一層授業の工夫改善を図り、チーム学校としての協働を徹底してまいりたいと思います。また、単元テストや学習シート等の積極的な活用、放課後等を活用した補充学習を行うとともに、県教育委員会とも一層の連携を図り、学力向上とともに、児童生徒の自己有用感のさらなる向上に努めてまいります。

次に、中学生の海外派遣事業について、報告させていただきます。

本年度の中学生海外派遣事業につきましては、8月13日から8月23日にかけて、ニュージーランド、ハミルトン市フェアフィールド中学校へ、男子2名、女子10名、学校別では、大方中学校7名、佐賀中学校5名の、生徒12名と引率4名の派遣団を派遣し、出発時には台風10号の接近により心配されましたが、全員無事渡航し、そして帰町致しました。

現地の気候は日本と正反対であり、桜やツツジなど日本でもおなじみの早春の花が見られる、過ごしやすい時期でした。

フェアフィールド中学校では、先住民族でありますマオリ族の儀式にのっとりた歓迎式の後、生徒たちはそれぞれクラスに入りましたが、黒潮町の生徒たちは思った以上に臆することなく積極的に会話を交わし、不自由なくコミュニケーションが取れていたと報告いただいております。

ホストファミリーにも温かくお迎えいただき、どの家庭でも充実した日々を過ごしました。また、マオリ族やニュージーランドの文化に触れることにより、改めて日本文化を考えさせられるなど、生徒それぞれが貴重な体験をすることができました。

また、引率者にとりましても日本との教育環境や仕組みの違い、生徒たちの行動規範など学ぶべきこともたくさんあり、今後の教育行政を進めていく上で大きく参考になりました。

なお、本年度は、残念ながらフェアフィールド中学校からは来町する予定はございませんが、各中学校におきまして報告会を開催し情報共有を図り、さらに国際交流を深めてまいります。

次に、平成30年度普通会計決算の概要について報告させていただきます。

普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計および情報センター事業特別会計を合算し、会計間やその他の重複分を控除したものでございます。

平成30年度の決算額は、歳入90億6,802万3,000円、歳出90億1,203万円で、前年度と比較して、歳入36億5,438万9,000円、率にして28.7パーセント、歳出35億4,064万8,000円、率にして28.2パーセントの減となっております。

歳入歳出差引の形式収支は5,599万3,000円となっており、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は4,435万1,000円となりました。

歳出の内訳で見ますと、義務的経費は人件費が退職手当組合負担金の減などにより減少、扶助費は年金生活者等支援臨時福祉給付金の終了などにより減、公債費は平成30年度には繰上償還を実施しなかったため大幅減となり、全体では対前年度比9億24万5,000円、率にして20.3パーセント減の35億3,061万4,000円となっております。

投資的経費は、庁舎建設事業や佐賀保育所移転事業などの大型事業が終了したことにより、対前年度24億

420万円、率にしまして58.3パーセント減の17億2,239万6,000円となっております。

歳入の内訳は、一般財源では地方税が対前年度1,279万2,000円、率にして1.5パーセント減の8億4,020万9,000円、普通交付税は国勢調査による人口減の影響や、合併算定替から一本算定への移行期間によるかさ上げ率の減などにより対前年度7,244万7,000円、率にして1.9パーセント減の36億6,349万3,000円となり、一般財源総額では対前年度8,534万9,000円、率にして1.6パーセント減の52億831万4,000円となっております。

また、特定財源等では、事業の進捗に伴い、国庫支出金は対前年度3億3,353万7,000円の減、都道府県支出金は対前年度比3億2,970万8,000円の減、地方債は16億1,230万円の減などとなっており、総額では35億6,904万円、率にして52.0パーセントの38億5,970万9,000円となりました。

平成29年度までで大型事業がほぼ終了し、平成30年度以降は予算の縮小期に入っておりまいりましたが、今後も公営住宅整備事業など新たなハード事業も計画されていることや、施設の老朽化に伴う維持補修費や改修工事などの増が懸念されるため、引き続き、適切な財政運営のためにも慎重な業務管理に心掛けてまいります。

次に、平成30年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業資金不足比率の報告について、報告させていただきます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、前年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものです。

町から議長あての2つの報告書ならびに監査委員の審査意見書も事務局から配布をされておりますので、併せてご確認をお願い致します。

まず、報告第10号の平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてのうち、実質赤字比率でございます。実質赤字比率とは、普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したものとなりますが、実質収支は黒字ですのになしとなります。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。本年度は国民健康保険事業特別会計につきましても実質収支は黒字となり、先ほどの普通会計およびその他の特別会計の国民健康保険直診特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、介護保険事業特別会計・介護サービス事業特別会計、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計を含めた実質収支は全て黒字となっておりますのになしとなります。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示したものになります。これまでに行ってまいりました繰上償還や地方交付税措置の有利な起債の借入れの影響などにより、平成30年度決算では7.2パーセントとなっております。

次に、将来負担比率です。将来負担比率とは、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものになります。繰上償還による地方債現在高も減少、有利債の借入れによる基準財政需要額算入公債費は昨年引き続き増加していることや、これまでの基金造成の成果などにより、平成30年度決算でもマイナスの値となっており、算定の数値はなしとなります。

4つの指標ともに、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、本町の財政は健全であることが言えます。

続きまして、報告第11号の平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、報告させていただきます。

資金不足比率とは、公営企業であります水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業

特別会計の事業規模に対する資金不足額の比率を示したものでございます。

いずれの会計につきましても、基準に基づき一般会計より繰り出しを行うことにより余剰金が発生しており、資金不足比率はなしとなっております。

最後に、令和元年度地方交付税の状況について報告させていただきます。

本町の一般会計歳入の約40パーセントを占める地方交付税のうち、普通交付税額が確定を致しました。総額は37億113万3,000円で、対前年度比1.0パーセント、3,764万円の増となっております。

また、普通交付税の振替分であります臨時財政対策債を合計した実質的な交付税額は38億4,678万6,000円となっており、対前年度0.3パーセント、額にしますと1,173万2,000円の減となりました。

この普通交付税は平成27年度をもちまして合併算定替が終了し、平成28年度より開始した段階的な縮減期間を経て一本算定へ移行していくこととなっております。

本年度における影響額は1億3,144万7,000円となっておりますが、次年度以降もさらに圧縮額が増すことになっております。

このことから、一般財源総額確保に向けた各種の取り組み強化やコスト意識の確立、業務の適正化を図っていくことが重要となっております。

以上、報告させていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、浅野修一君、6番、吉尾昌樹君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの14日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月26日までの14日間に決定しました。

日程第3、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、令和元年9月第3回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでの32議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、平成30年度の決算認定が13件、条例の制定が2件、条例の一部改正が11件、補正予算が4件、工事の請負契約の締結が1件、指定管理者の指定が1件の提案となっております。

す。

まず、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 12 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 13 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 14 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 15 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 16 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 17 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 18 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 19 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 20 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 21 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 22 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに議案第 23 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてまでの 13 議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案するものでございます。

初めに、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計の決算の認定について説明させていただきます。

平成 30 年度決算の歳入決算額は 92 億 7,322 万 7,984 円で、対前年度比 36 億 1,377 万 3,756 円、率にして 28.0 パーセントの減となっております。

歳出決算額は 92 億 3,453 万 3,042 円で、対前年度比 34 億 8,919 万 6,148 円、率にして 27.4 パーセントの減となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 3,869 万 4,942 円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は 1,164 万 2,000 円となっております。

また、実質収支額は 2,705 万 2,942 円となっており、この実質収支額から地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額は 1,500 万円とし、基金への繰入額を差し引いた純然たる翌年度への繰越額は 1,205 万 2,942 円と致しました。

歳入では、ふるさと納税寄附金が大幅に伸びたものの、投資的経費の大幅減に伴い、地方債、国庫支出金、都道府県支出金が減となるほか、合併算定替による普通交付税の減などによりまして、一般財源総額が減額となっております。

歳出は、黒潮町庁舎建設事業や佐賀保育所移転事業、津波避難路整備事業などの大型事業の完了により、投資的経費が大幅減となっております。

義務的経費は臨時福祉給付金の終了などによる扶助費と、平成 30 年度は繰上償還を行わなかったことによる影響もあり、公債費が減となっております。

ちなみに、普通会計の平成 30 年度末の積立基金残高は 53 億 5,728 万 9,000 円、地方債残高は 137 億 1,701 万 2,000 円となっております。このうち、地方債残高は近年大型事業に取り組んできたことにより上昇傾向にあります。健全化判断比率の状況は、実質公債比率が 7.2 パーセント、将来負担比率も繰上償還によりマイナス 16.2 パーセントとなっております。

次に、議案第 12 号から 23 号までの特別会計では、すべての会計におきまして一般会計からの繰入金に頼っている会計もございりますが、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

これまで、歳入不足を翌年度から繰り上げ充用しておりました国民健康保険事業特別会計におきましても、

現時点の累積赤字は解消を致しました。しかしながら、昨年度から医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、保険者が都道府県化されており、健全化につきましても不確定な状況でございます。

今後も、制度内容を見極めるとともに、医療費の適正化に努めなければならないと考えているところです。

次に、議案第 24 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、関連する地方公務員法の一部が改正されたことにより、権利の制限に係る措置の適正化等を図るための条例改正でございます。

次に、議案第 25 号、黒潮町技能職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、関連する地方公務員法の一部が改正されたことにより、権利の制限に係る措置の適正化等を図るための条例改正でございます。

次に、議案第 26 号、黒潮町企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、関連する地方公務員法の一部が改正されたことにより、権利の制限に係る措置の適正化等を図るための条例改正でございます。

次に、議案第 27 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことから、この法律改正に準じることを目的とし、選挙長や投開票などの管理者および立会人などの職務のために要する費用の額を引き上げる条例改正となっております。

次に、議案第 28 号、黒潮町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことから、臨時、非常勤職員の任用につきまして会計年度任用職員制度への移行を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第 29 号、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づき会計年度任用職員制度へ移行することから、関連条例を一括して所要の改正を行うことにより関連する条例の整備を図るため、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第 30 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、令和元年 10 月 1 日以降に施行されること並びに元号を改める政令の施行に伴い、令和元年度以後の各年度分以降に関する、個人および法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税につきまして、条例の改正をするものでございます。

次に、議案第 31 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公

布され、令和元年 11 月 5 日から施行されることにより住民票の記載事項に旧氏を加えることができるようになったことに伴い、印鑑登録の原票に登録する事項につきまして、条例の改正をするものでございます。

次に、議案第 32 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、関連する地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限について、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 33 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者の指定について 5 年間の更新制を導入したことに伴い、水道法施行令の条ずれの整備と更新に係る手数料について、条例の改正をするものでございます。

次に、議案第 34 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、関連する児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限について条例を改正するものでございます。

次に、議案第 35 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、現在休校となっております伊田小学校につきまして、地域の拠点となるよう校舎の有効活用を目指し、あったかふれあいセンター事業を導入するために、廃校とする条例の改正をするものでございます。

次に、議案第 36 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、上位法であります子ども・子育て支援法からの引用条項の是正と、使用料の額の減額、免除、または徴収の猶予について条例の改正をするものでございます。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 2,804 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額を 99 億 9,423 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、ふるさと納税寄付金 2 億円の追加に伴うふるさと納税寄附金謝礼や、返礼品配送手数料など、合計 8,279 万 4,000 円の追加。

民生費では、地域における共助の基盤づくり事業委託 517 万 3,000 円。

農林水産業費では、入野漁港漁具保管施設修繕工事 761 万 2,000 円。

土木費では、窪川佐賀道路工事用道路補償費 403 万 5,000 円。がけくずれ住家防災対策事業工事 1,320 万円。

災害復旧費では、7 月の豪雨災害による道路や河川の公共土木施設現年発生災害復旧費 500 万円の追加などを計上させていただきました。

これらの歳出に対応するための歳入は、国、県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整をさせていただいております。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,319 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 3,263 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、平成30年度決算に伴う翌年度繰越金の追加およびそれに伴う基金積立金の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第39号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,001万5,000円を追加し、歳入歳出総額を19億1,488万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、平成30年度決算に伴う翌年度繰越金の追加ならびに特定健康診査・保健指導負担金および療養給付費等負担金の額が確定したことによる返還金の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第40号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,189万6,000円を追加し、歳入歳出総額を17億7,811万9,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、平成30年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰越金および基金積立金と、返還金の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第41号、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について、説明させていただきます。

この工事につきましては、8月20日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事、契約の方法は指名競争入札で、契約金額は6,869万5,000円、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊田2250番地、有限会社光陽建設、代表取締役、岡村司となっております。

なお、この入札の指名業者数は11社でございましたが、1社が辞退されましたので、入札は10社で行われました。

最後に、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について、説明させていただきます。

幡多郡黒潮町黒潮1番地11の黒潮町立水産関係等共同作業場につきましては、今年の3月議会におきまして、5年間の指定管理者として株式会社明神食品が指定をいただいておりますが、業務の効率化と会社経営の健全化を図るため飲食部門と水産物の加工部門を分離することになり、所定の手続きを経て、明神食品の水産加工部門を親会社であります明神水産株式会社へ業務移行することが決定され、名称等変更届および指定管理者の再申請書が町に提出をされました。

これまでの経過を踏まえ、産業振興、地域雇用を基本として施設の適切な管理運営を行っていただいております、指定管理者候補として適当であると判断致しましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、幡多郡黒潮町佐賀763番地、明神水産株式会社、代表取締役、西坂法彦を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

期間は、令和元年10月1日から令和6年3月31日まででございます。

説明は以上でございますが、議会最終日に、監査委員会の委員の選任1件および人権擁護委員の推薦2件の3議案を追加させていただく予定となっております。併せてよろしくお願い致します。

この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い

願ひ致します。

議長（小松孝年君）

会計管理者。

会計管理者（小橋智恵美君）

おはようございます。

それでは、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 22 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、各会計決算につきましてご説明致します。

各会計とも、歳入歳出総括表を基に、主な決算内容についてご説明させていただきます。

それでは、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

平成 30 年度歳入歳出決算書の 1 ページをお開きください。3 枚目になります。

歳入総額は 92 億 7,322 万 7,984 円、歳出総額は 92 億 3,453 万 3,042 円、差引残額は 3,869 万 4,942 円となっております。

このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づく基金への繰入金を 1,500 万円と致しました。この結果、繰越明許費繰越額 1,164 万 2,000 円を含めた翌年度への繰越額は 2,369 万 4,942 円となっております。

次に、歳入の合計です。6 ページ、7 ページをお開きください。一番下の欄になります。

調定額 93 億 3,887 万 3,008 円に対しまして、収入済額が 92 億 7,322 万 7,984 円、不納欠損額は 564 万 5,876 円、収入未済額は 5,999 万 9,148 円となっております。

前年度に比べますと、収入済額は 36 億 1,377 万 3,756 円の減となっており、不納欠損額は 177 万 2,383 円の増、収入未済額は 1,024 万 6,385 円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2 ページにお戻りください。

1 款町税の状況です。概況として、たばこ税を除いた町税の状況は、調定額、収入済額共に現年度課税分と滞納繰越分を合わせた全体で、前年度より減額となっております。

現年課税分の調定額は 1,292 万 4,500 円の減、また、現年課税分の収入済額は 976 万 2,706 円の減額となりました。この主な要因は、法人町民税および固定資産税の減によるものです。

滞納繰越分は、調定額が 788 万 8,764 円減少、収入済額は 250 万 4,753 円減少しております。

徴収率につきましては、全体で前年度と比べ 0.9 パーセント上昇しております。

不納欠損額につきましては 555 万 5,876 円で、前年度と比べ 172 万 1,983 円の増となっております。

また、現年度、滞納繰越分を合わせた収入未済額は総額で 3,619 万 8,930 円となっておりますが、平成 30 年度中に還付することができなかった還付未済額 19 万 3,566 円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の収入未済額は 3,639 万 2,496 円となります。前年度と比べ、1,026 万 3,428 円減少しております。

次に、10 款の地方交付税については、収入済額 40 億 7,971 万 6,000 円となっており、前年度と比べ 7,412 万 1,000 円の減となっております。

次のページをお開きください。

12 款分担金および負担金につきましてご説明致します。

調定額 1,635 万 3,068 円に対しまして、収入済額 1,380 万 618 円、収入未済額は 255 万 2,450 円となっており、この収入未済額の内容は、平成 26 年度の制度改正以前の保育料の滞納繰越分となっております。

次に、13 款使用料および手数料についてご説明を致します。

調定額 3 億 6,798 万 6,092 円に対し、収入済額 3 億 4,987 万 55 円、不納欠損額は 9 万円、収入未済額は 1,802 万 6,037 円となっております。不納欠損額は町税督促手数料となっております。

また、収入未済額の主なものは、保育料の 111 万 2,650 円、住宅使用料の 1,650 万 8,234 円です。住宅使用料の収入未済額は、前年度と比べ 52 万円余り増加しております。

次に、14 款国庫支出金は、補助事業の減少などにより前年度と比べ 3 億 3,350 万 5,000 円余り減少しており、15 款県支出金につきましても 3 億 3,331 万 5,000 円余り減少しております。

続きまして、16 款財産収入については、収入済額 2,682 万 7,142 円と、前年度に比べ 2,331 万円余り減少しております。主な要因は、土地売払収入の減によるものです。

また、収入未済額は、土地貸付料の 11 万 1,811 円となっております。

続きまして、17 款寄附金ですが、収入済額は 2 億 5,904 万 7,762 円となっております。前年度と比べ 6,222 万 7,000 円余りの増額となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増加によるものです。

続きまして、18 款繰入金についてです。収入済額は 3 億 8,391 万 4,393 円となっております。前年度より 9 億 6,740 万円余り減少しております。主なものは、1 項基金繰入金で、前年度は基金を 9 億 5,940 万円余り繰り入れし、地方債の繰上げ償還に充てたことによるものです。

続きまして、20 款諸収入です。調定額 1 億 6,034 万 5,807 円に對しまして、収入済額は 1 億 5,723 万 5,887 円、収入未済額は 310 万 9,920 円です。

次のページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入の収入済額は 1 億 3,337 万 4,233 円となっております。前年度より 1 億 9,152 万円余り減少しております。主な要因は、庁舎移転補償金の減によるものです。収入未済額 310 万 9,920 円の内訳は、制度改正に伴い平成 28 年度より国保連合会から移管された老人保健第三者納付金 213 万 8,930 円と、滞納繰越分の学校給食費 97 万 990 円となっておりますが、どちらも年々減少していております。

次に、21 款町債です。収入済額 10 億 4,652 万 5,000 円となっております。前年度と比べ 16 億 1,230 万円の減となっております。新庁舎建設等に伴う総務管理債や都市整備事業債の減少、佐賀保育所の完成により児童福祉債が減少したことが主な要因です。

町債の主なものは、防災対策事業債の 3 億 1,180 万円、臨時財政対策債の 1 億 9,502 万 5,000 円、道路整備事業債の 1 億 3,480 万円となっております。

以上が、収入の主なものです。

歳入に占める割合は、町税が 9.1 パーセント、地方交付税が 44 パーセント、国、県の支出金が 18.6 パーセント、町債が 11.3 パーセントとなっております。

詳細につきましては、13 ページ以降の歳入事項別明細書をご確認ください。

それでは次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額 104 億 265 万 4,000 円に対し、支出済額 92 億 3,453 万 3,042 円、翌年度繰越額 7 億 2,560 万 2,000 円、不用額 4 億 4,251 万 8,958 円となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8 ページ、9 ページへお戻りください。

29 年度決算と比較して、特に増減の大きかったものについてご説明致します。

まず、2 款総務費です。支出済額は 21 億 3,986 万 5,843 円です。前年度と比べ 16 億 9,220 万円余りの減となっております。

その主な要因は、庁舎建設に伴う工事請負費等の減によるものです。

次に3款民生費です。支出済額22億4,100万8,647円となっております。前年度と比べ4億2,000万円余りの減となっております。

主な要因は、新佐賀保育所の新築工事の完了や社会福祉総務費の補助金等の減によるものです。

次に、4款衛生費です。支出済額5億839万2,531円となっております。前年度と比べ160万円余り減少しております。

次に、5款労働費です。支出済額は3,754万9,817円となっております。前年度と比べ280万円余りの減となっております。

次に、6款農林水産業費です。支出済額4億8,724万8,159円となっております。前年度と比べ1億3,300万円余りの減となっております。

主な要因は、農業振興費の補助金、林業振興費の貸付金、水産業振興費の漁業集落環境整備工事などの減によるものです。

次に、7款商工費です。支出済額1億6,481万2,355円となっております。前年度に比べ2,780万円余りの減となっております。

主な要因は、商工振興費や産業推進費の貸付金の減によるものです。

次に、8款土木費です。支出済額6億9,621万9,917円となっております。前年度と比べ4億5,763万円余りの減となっております。

主な要因は、都市環境整備事業費の新庁舎周辺整備工事や城山団地造成工事などの完了によるものです。

10ページ、11ページをご覧ください。

9款消防費です。支出済額9億2,181万2,812円となっております。前年度に比べ4,110万円余りの増となっております。

主な要因は、黒潮消防署の訓練塔の建設費負担金などの増によるものです。

次に、10款教育費です。支出済額6億3,199万1,574円となっております。前年度と比べ8,697万円余りの増となっております。

主な要因は、入野小学校の校舎改修工事によるものです。

次に、11款災害復旧費です。支出済額5,871万4,798円となっております。前年度と比べ3,890万円余りの減となっております。公共工事施設等の災害復旧工事の減によるものが主な要因です。

最後に、12款公債費です。支出済額12億7,460万397円となっております。前年度と比べ8億4,090万円余りの減となっておりますのは、前年度に繰上償還を行ったことによるものです。

続きまして、不用額についてご説明を致します。11ページの不用額合計欄をご覧ください。

総額で4億4,251万8,958円、予算現額に対する不用額の比率は4.3パーセントであり、前年度と比べ、率は0.7パーセント増加していますが、金額は4,943万4,852円減少しております。

不用額につきましては、予算執行の過程で、経費の節減や効率的な事業執行によって発生したもののほか、事業未執行の結果などで発生するものもあります。

不用額の主なもの、特に大きなものについてご説明致します。8、9ページへお戻りください。

まず、最も多いのが2款総務費です。不用額は1億4,827万157円となっております。前年度に比べると4,637万円余り増加しております。

不用額の主なものは、1項6目、企画費、15節の4,309万2,508円の工事請負費で、定住促進住宅の耐震改修工事費などですが、空き家所有者との賃貸借契約件数が見込みより少なかったことによるものです。

次に多いのが、3款民生費です。不用額は8,365万1,353円となっております。前年度と比較すると1,812万円

余り減少しています。

不用額の主なものは、3項2目、児童措置費19節の1,979万5,250円で、保育所の施設型給付費の減によるものです。

それでは、予備費充当についてご説明致します。238ページをお開きください。

13款予備費です。予算額1,516万4,000円に対し、予備費充当額は28件で1,032万9,000円となっております。

充当先につきましては、239ページの備考欄に記載のとおりとなっております。

以上、一般会計の歳入歳出について、ご説明をさせていただきました。

その他、詳細につきましては、事項別明細書等でご確認をお願い致します。

それでは、続きまして特別会計についてご説明致します。241ページをお開きください。クリーム色の用紙の次のページになります。

議案第12号、平成30年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額668万5,021円、歳出総額260万3,828円、差引残額、翌年度繰越額とも408万1,193円となっております。

本事業会計は、住宅の新築等に要する資金の貸付事業会計で、貸付事業が終了しているため新規貸付はなく、現在は貸付金の回収のみとなっております。

収入未済額は7,888万100円となっております、前年度と比べ282万6,103円減少しております。

次に、259ページをお開きください。青色の用紙の次のページです。

議案第13号、平成30年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額2,416万1,016円、歳出総額1,096万4,297円、差引残額、翌年度繰越額とも1,319万6,719円となっております。

次に、歳入の状況です。次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額3,219万5,816円に対しまして、収入済額2,416万1,016円、収入未済額は803万4,800円となっております。

主な歳入は3款諸収入で、奨学資金の返還金となっております。調定額2,901万7,800円に対しまして、収入済額2,098万3,000円、収入未済額の803万4,800円は前年度に比べ50万3,000円減少しています。

次に歳出です。262ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額1,840万2,000円に対しまして、支出済額1,096万4,297円、不用額は743万7,703円となっております。

主な歳出は、1款1項の育英事業費の1,095万9,384円です。この育英事業費のうち、30年度の奨学資金貸付金は1,092万円です。

貸付者の内訳は、大学生、専門学校生24人、高校生10人の、計34人となっております。前年度に比べ、大学生、専門学校生は3人減、高校生は4人減となっております。

次に、275ページをお開きください。

議案第14号、平成30年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額ともに同額の14億7,938万5,030円となっており、前年度と比べ3,350万円余りの減となっております。主な要因は、市町村総合事務組合の負担金などの減によるものです。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職の人件費を一括で処理して

おります。

次に、289 ページをお開きください。

議案第15号、平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額17億7,786万3,858円、歳出総額17億4,784万7,427円、差引残額3,001万6,431円となっております。平成23年度から歳入額が不足し、翌年度より歳入繰上充用金で補っていましたが、今年度は歳入不足は生じておりません。

次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額18億2,048万3,897円に対しまして、収入済額は17億7,786万3,858円、不能欠損額は571万413円、収入未済額は3,690万9,626円となっております。

次に、主な歳入の状況をご説明致します。

1 款の国民健康保険税につきましては、調定額3億5,277万8,782円に対しまして、収入済額は3億1,041万6,743円、前年度と比べ1,460万円余りの減となっております。

収入未済額につきましては、3,669万2,126円となっておりますが、平成30年度中に還付することができなかった還付未済額125万4,939円が収入済額の中に含まれておりますので、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は、3,794万7,065円となります。前年度と比べ1,730万7,462円の減となりました。

制度改正により、平成30年度から高知県が財政運営の主体となったことから、国庫支出金や療養給付費交付金などの歳入科目がなくなり、交付金は県支出金のみとなっております。交付金は前年度と比較して3億9,000万円余りの減となっております。

また、5 款の繰入金の収入済額は2億3,796万5,580円となっており、前年度と比べ18万円余り減少しております。

次に、歳出です。294 ページをお開きください。

歳出合計です。予算現額19億3,625万2,000円に対しまして、支出済額17億4,784万7,427円、不用額は1億8,840万4,573円となっております。歳出総額は前年度と比べ4億5,195万1,820円の減となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明致します。292 ページにお戻りください。

主な歳出は2 款の保険給付費です。支出済額11億8,685万9,101円となっております。前年度と比べると1億1,064万円余りの減となっております。

また、制度改正により、歳出も前期高齢者支援金や介護納付金などの各種負担金は事業費納付金として一括して高知県に納付するようになっております。これらの負担金は、昨年度と比較すると2億6,790万円余り減少しております。

国民健康保険の年間平均被保険者数は、平成28年度3,855人、平成29年度3,652人、平成30年度は3,497人、と年々減少しております。

1 人当たりの費用額につきましては、平成28年度は39万78円、平成29年度は41万4,903円と増加していましたが、平成30年度は39万8,378円と減少しております。

次に、333 ページをお開きください。

議案第16号、平成30年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額4,656万2,915円、歳出総額4,614万8,588円、差引残額は41万4,327円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額4,656万2,915円に対しまして、収入済額は同額の4,656万2,915円、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

歳入の主なものは、1款の診療収入です。収入済額2,133万4,841円。前年度に比べ152万1,312円の減となっております。

5款の一般会計からの繰入金2,050万円は、前年度より150万円増加しております。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額5,295万4,000円に対し、支出済額4,614万8,588円、不用額680万5,412円となっております。

続きまして、357ページをお開きください。

議案第17号、平成30年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額17億1,355万614円、歳出総額16億4,547万6,138円、差引残額6,807万4,476円となっております。

次のページをご覧ください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額17億3,097万1,621円に対しまして、収入済額は17億1,355万614円、不能欠損額は218万4,540円、収入未済額は1,523万6,467円となっております。

主な歳入の状況は、1款保険料の調定額3億3,513万9,743円に対しまして、収入済額は3億1,800万1,236円。不納欠損額は214万240円、収入未済額は1,499万8,267円となっておりますが、平成30年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額4万1,500円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は1,503万9,767円となります。

収入未済額につきましては、前年度に比べ392万円余り減少しております。

7款繰入金は、介護給付費の町負担分1億8,233万3,435円、事業費の町負担分や事務費等の繰入金5,632万9,736円を一般会計から繰り入れております。

次に、歳出です。次のページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額17億3,879万円に対し、支出済額16億4,547万6,138円、不用額は9,331万3,862円となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費です。支出済額14億5,867万128円となっております。これは、前年度と比べ794万8,000円余り増額となっております。

平成30年度の1号被保険者数は年平均で4,852人となっており、年々増加しております。介護サービス利用者も年間延べ8,628人で、前年度より53人増加しております。

次に、401ページをお開きください。

議案第18号、平成30年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額1,702万4,431円、歳出総額1,702万3,340円、差引残額1,091円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるように運営しているもので、収入未済額はありません。

平成30年度末の要支援認定者数は158人、利用契約者数は42人となっております。

次に、417ページをお開きください。

議案第19号、平成30年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額3,727万7,481円、歳出総額3,664万6,318円、差引残額63万1,163円となっております。

平成30年度の新規加入は5戸で、平成30年度末の加入世帯数は156戸となっております。使用料および手

数料の収入未済額は、昨年度は3万8,600円ありましたが、今年度は全て回収し0となっております。

次に、435ページをお開きください。

議案第20号、平成30年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額487万2,636円、歳出総額486万84円、差引残額1万2,552円となっております。

平成30年度の加入戸数は、前年度と同じ23戸です。使用料および手数料の収入未済額はありません。

次に、453ページをお開きください。

議案第21号、平成30年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額2億1,713万2,751円、歳出総額2億1,168万6,651円、差引残額544万6,100円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入の主なものは1款の後期高齢者医療保険料で、調定額1億2,148万5,700円に対しまして、収入済額は1億2,116万2,250円となっております。収入未済額は32万3,450円となっておりますが、平成30年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額25万600円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は57万4,050円となります。昨年度より2万250円減少しています。

また、3款繰入金につきましては、事務費に係る費用や保険料軽減措置を行った保険料について一般会計から繰入れるもので、収入済額は7,087万8,372円、前年度と比べ19万5,000円余りの減となっております。

次に、歳出の状況です。次のページをお開きください。

歳出合計は、予算現額2億1,780万5,000円に対し、支出済額は2億1,168万6,651円、不用額は611万8,349円となっております。

歳出の主なものは、2款の後期高齢者医療広域連合納付金の2億683万2,282円で、昨年度より3,245万円余り増加しております。

次に、475ページをお開きください。

議案第22号、平成30年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額2億6,183万5,519円、歳出総額2億6,181万5,638円、差引残額1万9,881円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額2億6,235万8,779円に対し、収入済額2億6,183万5,519円です。

歳入の主なものとしては、1款の使用料および加入金等です。収入済額は1億110万1,040円となっており、昨年度より453万円余り増加しております。

収入未済額は、前年度と比べ5万5,000円増加し、52万3,260円となっております。

また、2款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億4,793万円と基金からの繰入金745万1,000円で、合計で1億5,538万1,000円となっており、昨年度より107万円減少しております。

次のページをお開きください。歳出の状況です。

歳出合計は、予算現額2億7,441万5,000円に対し、支出済額2億6,181万5,638円、不用額は1,259万9,362円となっております。

情報センター事業の加入状況は、平成30年3月末現在で、告知端末が4世帯増加し4,857世帯、ケーブルテレビが46世帯増加し2,343世帯、インターネット加入が94世帯増加し1,498世帯となっております。

以上が、各会計の決算状況です。

495 ページ以降は財産に関する調書となっております。この財産に関する調書につきましては、ご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました 11 会計の歳入決算額の総額は 133 億 8,019 万 4,226 円、歳出決算額の総額は 132 億 1,960 万 5,351 円となっております。

これで、議案第 11 号から議案第 22 号までの、各会計の決算についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 23 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を致します。議案書は 15 ページでございます。

水道事業特別会計決算書表紙の次にあります、目次の方をお開きください。

1 ページは、平成 30 年度黒潮町水道事業決算報告書。14 ページからは、平成 30 年度黒潮町水道事業報告書でございます。

決算報告書と事業報告書に分けていますので、まず、事業報告書の方からご説明をさせていただきます。

14 ページをお開きください。

ここには、平成 30 年度黒潮町水道事業報告書としまして、1、概要、カッコ 1 に総括事項を記載していますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要をまとめたものが、16 ページのカッコ 1、業務の概要でございますので、そちらの数値も併せましてご覧いただきたいと存じます。

まず、マル 1 の利用状況についてですが、平成 30 年度におけます年間配水量は 163 万 5,827 立方メートルで、対前年度比 4.7 パーセントの減少、年間給水量は 131 万 3,109 立方メートルで、対前年度比 4.5 パーセントの減少となりました。

主な要因としましては、給水人口の減によるものと考えられます。

次に、マル 2 の経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は、営業収益 2 億 22 万 6,608 円で、対前年度比 20.3 パーセントの増額、営業外収益 6,044 万 6,207 円で、対前年度比 10.2 パーセントの増額となっております。

この要因としましては、水道料金の改定によります給水収益の増によるものでございます。

他会計繰入金金は 534 万 1,000 円で、対前年度比 5.4 パーセントの減額。特別利益はございません。合計の事業収益は 2 億 6,601 万 3,815 円で、対前年度比 16.3 パーセントの増収となりました。

次に、営業費用は 2 億 3,566 万 6,022 円で、対前年度比 15.7 パーセントの増額、営業外費用、特別損失も含みますけど 2,520 万 1,187 円で、対前年度比 4.6 パーセントの減額となっております。

合計事業費用は 2 億 6,086 万 7,209 円で、対前年度比 13.3 パーセントの増額となりました。

当年度は、昨年度に引き続き事業費用が増額となりましたが、水道料金の改定によります営業収益の増加などにより、損益計算におきましては 514 万 6,606 円の純利益となりました。

なお、この損益計算書につきましては 4 ページから 5 ページに記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次に、マル 3 の建設改良事業の状況でございます。

主な事業としましては、大方上水道基幹配水管新設工事および佐賀簡水の基幹管路更新工事等でございます。

なお、工事内容につきましては20ページから21ページにかけて記載をしております。

次に、22ページをお開きください。

ここには、会計の状況を表しています。下段のカッコ3に30年度末の企業債残高を記載をしております。

この表から、期首残高は15億1,757万9,625円、当年度の借入金1億2,230万円、当年度償還金9,273万5,511円で、31年の3月期末の企業債残高は15億4,714万4,114円となり、35ページ企業債明細書の未償還残高と同額となっております。

続きまして、決算報告書の方をご説明を致します。恐れ入ります、1ページの方へお戻りください。

決算報告書カッコ1、収益的収入および支出につきましては水道料金等の事業収入で、施設の運転や維持管理など、日々の事業運営のための経費を掲げていまして、予算上では3条予算として整理をされているものでございます。

まず、収入では予算額の合計2億6,843万2,000円に対しまして2億8,220万4,651円で、予算額に比べまして1,377万2,651円の増収となっております。

2ページの支出では、予算額の合計2億6,983万7,000円に対しまして2億6,651万7,225円で、不用額が331万9,775円となっております。

3ページには、カッコ2、資本的収入および支出の決算状況を表しております。

この収支決算では、3ページの下段の欄外に記載をしていますが、資本的収入額1億8,785万3,054円に対しまして、資本的支出額2億9,077万2,331円となっておりますので、不足額1億291万9,277円につきましては、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額ならびに損益勘定留保資金において、補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明を致します。4ページから5ページをお開きください。

損益計算書につきましては、会計期間におけます経営成績を表すものでございまして、先ほどご説明しました14ページのマル2の経営収支の状況でご説明しましたとおりでございます。

なお、この明細につきましては26ページからの収益費用明細書に記載をしておりますので、ご確認の方をお願い致します。

次に、6ページをお開きください。

ここには、貸借対照表、バランスシートの方を記載をしておりますので、ご説明を致します。

これは、期末時点におけます企業の財政状態を明らかにするために作成をするものでございまして、平成31年3月31日時点の財政状況を表しています。

6ページの資産の部、1の固定資産では、縦に3列数字が並んでいますが、中央の数字が帳簿の価格でございまして、下段の右端の数字がこの帳簿価格の合計でありまして、30億3,439万9,444円でございます。

7ページの、2の流動資産の合計は4億9,690万3,871円でございます。

なお、流動資産のカッコ2未収金につきましては、3月分の水道料金および佐賀簡水生活基盤近代化事業に伴います国庫補助金ならびに一般会計からの繰入金等があり、9,318万5,463円となっております。

また、水道料金滞納額で回収不能見込額1,758万7,567円を貸倒引当金として計上を致しました。

資産合計としましては、35億3,130万3,315円となります。

その次の、負債および資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達されたかを表しているもので、負債の部では、8ページの下段のとおり、負債合計が28億4,618万8,137円となっております。

資本の部では、9ページの下から2行目、資本合計が6億8,511万5,178円となり、負債、資本合計額は35億3,130万3,315円となりまして、7ページの資産合計の金額と合致をしておりますので、バランスが取れてい

るということになります。

次に、10 ページをお開きください。

剰余金の計算書を添付していますので、ご確認をお願い致します。

次年度への繰越利益剰余金は1億1,722万8,126円となっております。

次に、恐れ入ります、32 ページをお開きください。

32 ページから 35 ページには、企業債明細書ということで、上水と簡水それぞれ借入先と借入額、そして未償還残高等を明記をしております。

35 ページの未償還残高の総合計 15 億 4,714 万 4,114 円は、7 ページの貸借対照表の固定・流動負債の企業債合計と合致をしておりますので、ご確認をお願い致します。

そして、最後 36 ページには、固定資産明細書を添付しております。

この表の右下の額の、年度末償却未済額の合計 30 億 3,439 万 9,444 円は、6 ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致をしておりますので、それぞれご確認をお願い致します。

以上で、議案第 23 号の補足説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

この際、10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 28 分

再 開 10 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 24 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 16 ページに、条例案は 17 ページにあります。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 1 ページから 3 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、法律の中で地方公務員法の一部が改正されたための条例改正となるものです。

この一括整備法では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものとなっており、今回の条例改正は、その趣旨に準じるものとなります。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 1 ページをお開きください。

1 ページの第 22 条期末手当の条文の一部を削る改正案につきましては、改正前におきまして、地方公務員法第 16 条欠格条項の中の第 1 号で規定されております、成年被後見人又は被保佐人についての規定が、先の一括整備法により削られることとなっているため、下線部分の条文を削ることとなります。

同条の第 4 項の改正につきましては、第 1 項で失職した場合の規定を削除することとしておりますので、若しくは失職しの部分の条文を削除するものとなります。

同様に、2 ページ、第 23 条の勤勉手当の下線部分の削除につきましても、先の第 22 条の改正理由と同様に、地方公務員法第 16 条第 1 号が削られることとなっていることから、その職を失うことを規定する下線部分の

条文を削除する改正案となっております。

勤勉手当につきましても、第23条第1項の改正により失職する場合の規定を削除することとしたため、第2項第1号の若しくは失職しを削除しており、また、3ページの第29条第6項の規定におきましても、同様の改正を行っております。

これにより、成年被後見人等の人権を尊重するための措置を適正化するための条例改正をするものとなります。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第24号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、黒潮町技能職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は18ページに、条例案は19ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の4ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

先の議案第24号の条例改正案と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この一括整備法の中で地方公務員法の一部が改正されたための条例改正となるもので、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、条例を改正するものとなります。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料4ページをお開きください。

技能職員の給与の種類を定めております第3条の、期末手当を規定しております第11号につきまして、一括整備法により地方公務員法第16条第1号の成年被後見人又は被保佐人の規定が削られることとなっているため、失職した場合の事例がなくなることから、この条文を削ることになります。

同様に、第12号の勤勉手当の改正につきましても、第11号の改正と同じく法第16条第1号の規定が削られることから、条文の一部を削除する改正を行っております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第25号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、黒潮町企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は20ページに、条例案は21ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の5ページから6ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

先の議案第24号および第25号の提案理由と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、法律の中で地方公務員法の一部が改正されたために条例改正を行うものとなるもので、併せまして誤記や法律から引用している号等の修正を行う改正案となっております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料5ページをお開きください。

5ページの第3条給与の種類地方公務員法の法律番号を削る改正につきましては、この条例の第2条におきまして、既に地方公務員法については法律番号を記載しており、二重に記載していたものを修正するものとなります。

また、中段の13条第2項第1号につきましても、同様の理由により削除をしております。

第13条第2項第2号の改正では、先の法律によって地方公務員法の第16条中第1号の規定が削除され、第2号以降の各号が1号ずつ繰り上がることとなったため、第3号を第2号に、引用している号の修正を行う必要があるための改正となっております。

さらに、第2項第2号では、第1号の改正におきまして、以下法という、の部分も削除することとしているため、改正案では第19条の規定とともに、法律名を地方公務員法と明記をしております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第26号の補足説明を終わります。

議案第 27 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことから、この法律改正に準じることを目的とした条例改正となります。

今回の法律改正内容の中に、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する事項があり、この法律の一部改正に準じ条例を改正し、選挙長や投開票などの管理者および立会人などの職務のために要する経費の額を引き上げ、法律に準じる額に改定するものとなります。議案書は 22 ページに、また、条例案につきましては 23 ページに、それぞれ記載をしております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 7 ページをお開きください。

参考資料 7 ページのとおり、公職選挙法による選挙長を日額 1 万 600 円から 1 万 800 円に改正するなど、投開票、期日前投票の管理者や立会人および選挙立会人の報酬の額を、表のとおりそれぞれ 100 円から 200 円に引き上げることで、国が定める額と同額とするものとなっております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 27 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 28 号、黒潮町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

地方公務員の臨時・非常勤等の職員につきましては、適正な任用や勤務条件を確保することが求められていることから、国におきまして地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律が制定され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うものとなっております。

これにより、今後、一般職の臨時、非常勤職員の任用につきましては、会計年度任用職員制度への移行を図るものとなります。

この改正法では令和 2 年 4 月 1 日から施行されることから、会計年度任用職員の募集や予算の確保を遅滞なく行うため、今議会に提案しご審議をいただくものとなります。

内容につきましては議案書 24 ページに、また、条例案につきましては 25 ページから 39 ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願い致します。

それでは、条例案につきまして補足させていただきますので、議案書 25 ページをお開きください。

25 ページ、第 1 条の趣旨につきましては、地方公務員法ならびに地方自治法で定められている会計年度任用職員に関する根拠となる条項を示した上で、第 2 条によりフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の定義を行っております。

次に、会計年度任用職員の給与を定めております第 3 条におきまして、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の給与の内容を定義をしております。

フルタイム会計年度任用職員は、記載されておりますとおり給料および各種手当が給与となり、パートタイム会計年度任用職員は、報酬および期末手当が給与となる規定となっております。

第 4 条から第 17 条までは、第 2 章としてフルタイム会計年度任用職員に関して定めており、第 4 条の給料では、34 ページからの別表第 1 の行政職給料表に基づくものと規定をしております。

また、26 ページ、第 5 条職務の級におきまして、職種ごとに、その複雑、困難および責任の度合いに基づき、職務の級に分類し、任命権者が決定する規定としております。

第 7 条給料の支給や第 8 条通勤手当から第 13 条宿日直手当までの各種手当につきましては、黒潮町一般職の

職員の給与に関する条例のそれぞれの規定を準用することとしており、フルタイム会計年度任用職員につきましては、一般職の職員と同様のものとなるように定めております。

28 ページの第 15 条期末手当につきましても、第 1 項におきまして、任期が 6 カ月以上の場合は準用することにより、一般職の職員と同様としております。

併せまして、第 2 項では、6 カ月未満の任期が短いフルタイム任用職員が再任用等された場合の 1 会計年度における期間の取り扱いについて、また第 3 項では、6 月に支給する期末手当の場合で、前会計年度から引き続き任用されているフルタイム任用職員の期間の取り扱いについて定めております。

第 16 条におきましては、1 時間当たりの給与額の算出方法を、第 17 条におきましては、給与の減額の基準について定めております。

続きまして、28 ページ下段からの第 3 章パートタイム会計年度任用職員の給与では、パートタイム任用職員の給与である報酬について、第 18 条で定めております。

第 18 条では、月額で報酬を定める任用職員を第 1 項で、日額で定める場合は第 2 項、時間額で報酬を定める任用職員は第 3 項で、それぞれの報酬の額の計算方法を規定しております。

フルタイム会計年度任用職員の場合、手当として支給することと定めておりました特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給につきましては、パートタイム任用職員の場合は報酬で支給することとなっており、29 ページ中段の特殊勤務に係る報酬から 31 ページにかけて、それぞれの条項において、その率や計算方法を規定しております。

31 ページの第 24 条期末手当につきましても、任期が 6 カ月以上のパートタイム任用職員につきましても、一般職の職員の給与条例を準用することとしており、第 2 項、第 3 項につきましても、フルタイム任用職員の規定と同様の規定を定めております。

また、32 ページの勤務 1 時間当たりの報酬額を定める第 26 条では、月額による報酬など、それぞれの報酬の勤務 1 時間当たり額の計算方法を規定しております。

32 ページ中段の、第 4 章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償を、第 28 条の通勤に係る費用弁償と、第 29 条の公務の旅行に係る費用弁償で定めております。

33 ページの附則、第 2 項の令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間の特例として、この条例の施行日の前日において、3 号特別職や臨時的任用職員で雇用されていた者が、4 月 1 日において引き続き会計年度任用職員として任用された場合の期末手当の在職期間に通算することの特例を規定しております。

次の第 3 項から第 6 項までの会計年度任用職員への移行に係る経過措置の規定につきましては、施行日の前日に、それぞれの職として任用されていた者が、引き続き同じ職務に任命され、フルタイムまたはパートタイム会計年度任用職員として任用された場合、当該年度に 1 年間勤務した場合における給料および期末手当の合計が、令和元年度の勤務条件で 1 年間勤務したとして算定した報酬または賃金の合計額に達しない場合について、当面の間、経過措置として減額相当分を、給料または報酬で支給する規定となっております。

以上、議案第 28 号の補足説明を終わります。

議案第 29 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づき、議案第 28 号の黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定により会計年度任用職員制度を導入することとなるため、関係する条例の整備を図るためこの条例を制定し、14 の条例を一括して所要の改正を行うことにより会計年度任用職員制度と整合性を図ることなどを目的とした条例の制定となります。

議案書は40ページに、条例案につきましては41ページから44ページに記載をしております。また、新旧対照表を参考資料の8ページから25ページに掲載しておりますので、詳細につきましては、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

参考資料8ページの黒潮町交通安全指導員条例を改正する第1条による改正につきましては、会計年度任用職員制度に関する関連条例を見直し、整理する中で、当該任務を勘案して、適正な執行を図るため、交通安全指導員の報酬を報償に修正するものとなります。

9ページの第2条による改正、黒潮町職員定数条例の改正につきましては、この条例により、定数の適用除外となる臨時的に任用される職員の範囲を、臨時的に任用される職員に限る、と限定する範囲を明記するものとなり、会計年度任用職員制度などの法律の改正と整合性を図るものとなります。

次に、10ページの第3条による改正につきましては、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法の第22条の規定の第2項から第7項までが削られ第1項のみとなったため、引用条項を第22条に変更する改正を行うものとなっております。

また、第4条による改正につきましては、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で規定しております人事行政の運営についての状況を報告しなければならない職員につきまして、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員が含まれることとなっているため、総務省参考例に倣って、報告対象外から除くものとして明記する改正を行うものとなっております。

12ページ、第5条による改正につきましては、黒潮町職員の分限に関する手続および効果等に関する条例の中の休職の効果の規定について、下線部分の第4項を追加することにより、第3条の第1項において3年を超えない範囲においてと規定している部分を、会計年度任用職員の任用期間であるその任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める、と規定する条文を追加し、総務省参考例に倣ったものとなっております。

また、第6条による改正では、条例の改正により引用条項の修正を行うものとなっております。

次の黒潮町職員の懲戒の手続きおよび効果に関する条例を改正する第7条による改正では、地方公務員法第22条第1項第1号で規定するパートタイム会計年度任用職員は、報酬として給料が支給されるため、第3条の減給の効果に下線部分を加えることにより、報酬の月額を給料の月額として減ずるものとする、と規定するものとなっております。

15ページ、第8条による改正につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の非常勤職員の勤務時間を定める第10条を削除し、会計年度任用職員の規定として、第20条会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を改正することにより、制度改正と整合性を図るものとしております。

第9条による改正におきまして改正することとしている黒潮町職員の育児休業等に関する条例につきましては、第7条の育児休業をしている職員の期末手当等の支給につきまして、総務省参考例に基づき、会計年度任用職員を除く改正を行い、第8条の改正につきましても同様の改正内容となっております。

また、18ページの表の最下段の給与条例第28条の項を削る改正につきましては、当該条例の改正により、読み替え規定が不要となったため削るものとなっております。

次の第10条による改正の黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の第1条の改正につきましては、地方自治法が改正され、第3項が追加され各号が繰り下がったため、第4項から第5項へ引用条項の改正を行ったものとなります。

併せまして、19ページからの別表につきましては、下線部分の職について、会計年度任用職員等へ移行することとなることから削るものとなっております。

21 ページ、11 条による改正の黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の改正につきましては、第 28 条を臨時的任用職員および非常勤職員の給与に関する規定から会計年度任用職員の給与に関する規定として改めるものとし、会計年度任用職員の給与については、その職務の特殊性等を考慮して別に条例で定める、と規定をしております。

22 ページからの第 12 条による改正によって改正する黒潮町技能職員の給与の種類および基準を定める条例につきましては、第 2 条職員の定義におきまして、用務員および事務補の職につきましては、現行ではその職がないため、現状に合わせ削ることとし、第 3 条給与の種類の変更におきましては、臨時的任用職員については常勤職員同様の扱いとなることから、この条の規定から削り、23 ページにおきまして、新たに第 5 条会計年度任用技能職員の給与を追加して定めることとしております。

追加する第 5 条につきましては、会計年度任用技能職員として、第 1 号におきましてパートタイム任用職員、第 2 号ではフルタイム任用職員の給与の種類を規定しております。

第 13 条による改正の黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員や非常勤職員などの旅費は費用弁償として支給されることから、短時間勤務の職を占める職員や地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号で規定するフルタイム会計年度任用職員を除き、公務のために旅行する一般職の職員の規定から除く規定を加える改正案となっております。

最後に、25 ページ、第 14 条による改正の黒潮町企業職員の給与の種類および基準を定める条例の改正につきましては、臨時的任用職員につきましては常勤職員と同様の規定を適用することになることから、第 2 条におきまして、臨時的任用職員を除いた者を削り、第 18 条の臨時職員および非常勤職員の給与を会計年度任用企業職員の給与として、先の第 12 条の黒潮町技能職員の給与の種類および基準を定める条例と同様の規定をしております。

以上で、議案第 29 号の補足説明を終わります。

一括で補足説明をさせていただきました議案第 24 号から第 29 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第 30 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 45 ページ、条例案は 46 ページから 53 ページになります。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、令和元年 10 月 1 日以降に施行されることならびに元号を改正する政令の施行に伴い、令和元年度以後の各年度分以降に開始する、個人および法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税について、改正を行うものです。

それでは、個々の条文について参考資料の新旧対照表でご説明致しますので、26 ページをお開きください。なお、下線部分が改正箇所になります。

第 1 条による改正ですが、36 条の 2 では、個人の町民税の申告書の記載事項の簡素化について適用する条項をそれぞれ改正および追加を行うものです。

次の 27 ページ、中段の第 36 条の 3 では所得税に係る申告義務について、下段の 36 条の 3 の 2 では給与所得者の申告について、1 枚めくっていただき、28 ページ中段の 36 条の 3 の 3 では年金所得者の申告について、それぞれの単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項について、適用する条項をそれぞれ改正および追加を

行うものです。

次の29ページ、下段からの36条の4では町民税の不申告に関する過料について、規定の整備を行うものです。

1枚めくっていただき、30ページ中段の附則第6条から36ページ中段の第15条までについては、元号を改める政令の施行に伴い、元号の年表示について令和に読み替えを行うものです。

36ページ、中段の15条の2は、法律改正に合わせて軽自動車税の環境性能への非課税について、臨時的軽減の規定を新設をするものです。

36ページ、下段からの15条の2の2は、先の第15条の2の新設による条ずれによる改正ならびに軽自動車税の環境性能への税率の特例について、また、37ページ下段からの15条の6の第3項は税率を1パーセント減とする人的軽減の特例を、それぞれ新設をするものです。

1枚めくっていただき、38ページ上段からの第16条は、軽自動車税の種別の特例による自由化の規定を整備し、令和2年度分および令和3年度分の経過を新設をするものです。

1枚めくっていただき、40ページ中段の第16条の2は、軽自動車税の種別の特例による賦課徴収の特例を新設をするものです。

次の41ページ、中段の第17条の2および1枚めくっていただき、42ページ下段の第23条については、元号を改める政令の施行に伴い、元号の年表示について令和に読み替えをするものです。

続きまして、43ページの第2条による改正ですが、第24条の1項第2号は、法律改正に合わせて個人町民税の非課税の範囲について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加をするものです。

中段の第16条は、軽自動車税の種別の特例による自由化の規定を整備し、令和4年度分および令和5年度分の経過を電気自動車等に限った上で新設をするものです。

1枚めくっていただき、44ページ下段の第16条の2は、軽自動車税の種別の特例による賦課徴収の特例の規定を整備をするものです。

続きまして、45ページの第3条から53ページまでの第7条の改正につきましては、元号を改める政令の施行に伴い、元号の年表示について令和に読み替えをするものです。

議案書の51ページに戻っていただき、下段の附則第1条では、施行期日について令和元年10月1日から施行するものとしますが、(1)第1条中、黒潮町税条例第36条の2中、項の新設および項ずれによる改正規定、ならびに第36条の3、36条の3の2、36条の3の3および36条の4第1項の改正規定、附則第2条の規定については令和2年1月1日。1枚めくっていただき52ページでは、(2)では第2条中、黒潮町税条例第24条の改正規定および附則第3条の規定については令和3年1月1日。(3)では、第2条の全号に掲げる改正規定を除く部分および附則第5条の規定については令和3年4月1日から、それぞれ施行するものです。

第2条および第3条では町民税に関する経過措置適用区分について、第4条および第5条では軽自動車税に関する経過措置適用区分について、それぞれ定めています。

以上で、議案30号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は54ページ、条例案は55ページになります。

改正理由は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されることにより、住民票の記載事項に旧氏を加えることができることと改正されたことに伴い、印鑑登録の原票に登録する事項に関する規定を改めるとともに、所要の規定を整備をするものです。

それでは、個々の条文について参考資料の新旧対照表でご説明を致しますので、54ページをお開きください。

なお、下線部分が改正箇所になります。

第2条から1枚めくっていただき、56ページの第14条までの各条項の改正ですが、結婚等で氏に変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることができることと改定されたことに伴い、印鑑登録の際の制限ならびに印鑑登録原票の記載事項について旧氏記載者の特例を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものです。

議案書の55ページに戻っていただき、下段の附則では、施行期日を令和元年11月5日から施行するものとしています。

以上で、議案31号の補足説明を終わります。議案第30号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第32号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は56ページ、条例案は57ページでございます。

新旧対照表により説明致しますので、参考資料57ページをご覧ください。

議案第24号から27号でご説明しましたように、今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されました。

これに伴い、黒潮町消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例第5条中、成年被後見人又は被保佐人は団員となることができないと規定されています第1号を削り、同条3号中の免職処分を懲戒免職の処分に改め、第2号を第1号、第3号を第2号、第4号を第3号と、それぞれ繰り上げるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第33号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は58ページ、条例案は59ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の58ページから59ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者の指定について5年間の更新制を導入したことに伴い、水道法施行令の条ずれの整備と更新に係る手数料を定める規定の改正をするものでございます。

参考資料58ページからの新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

水道法の一部改正によりまして、水道法施行令第4条が新設されたことに伴い、条例第9条第4項および第5項、ならびに第37条第1項中の第5条を第6条に改めるものでございます。

また、別表第2のカッコ1を指定給水装置工事事業者の指定および更新に係る手数料に改正をし、指定の更新に係ります手数料5,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第34号、黒潮町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条

例について、補足説明をさせていただきます。議案書は60ページでございます。参考資料は60ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の改正の主な理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い、第34条の20第1項第4号を、第34条の20第1項第3号へと引用条項の変更をするものでございます。

条例の改正について新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の60ページをお開きください。

改正箇所はアンダーラインを引いている所になります。

最初に、第17条から説明を致します。

まず、第17条第2項第3号中の第1号および第2号を前2号に改めることと、第29条第7号中、次の各号を次のアからクまでに改めることおよび附則第3条中、第7条第1項本文を第7条本文に改めることについては、条文の適正化を図るために行うものでございます。

次に、第24条第2項第2号中の第34条の20第1項第4号を、第34条の20第1項第3号に改めることについて、児童福祉法第34条の20第1項第1号、成年被後見人又は被保佐人が削られることに伴い、同項第2号以降の号が繰り上がることから改正するものでございます。

以上、議案第34号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は62ページでございます。参考資料は62ページの新旧対照表をご覧ください。

この条例の改正理由は、現在休校となっております伊田小学校について、伊田小学校校区の4地区からの要望に応え、あったかふれあいセンター事業を導入し、地域の拠点となるよう校舎の有効活用を目指し、伊田小学校の廃校手続きをするために条例の一部を改正するものです。

そのため、本条例の表から黒潮町立伊田小学校の項を削るものです。

以上、議案第35号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第36号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は64ページでございます。参考資料は、63ページの新旧対照表をご覧ください。

この条例の改正の主な理由は、上位法であります子ども・子育て支援法から引用条項の是正と、使用料の額の減額もしくは免除をし、または徴収の猶予を明記するものでございます。

条例の改正については新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の63ページをお開きください。

改正箇所はアンダーラインを引いている所になります。

最初に、第3条から説明を致します。

まず、第3条中の基づきをよりに改めることについては、条文の適正化を図るために行うものでございます。

次に、第4条中の第27条第3項第1号に基づき、町長がを第27条第3項第2号の規定により、規則でに改めることについて、平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、平成27年4月から施行される際、本来、同法律の第27条第3項第2号を引用するところを第27条第3項第1号を引用していましたので、適正な条項に改めるものでございます。

また、規則で定めることへの改正は、保育料は、黒潮町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業等の保育料に関する規則により定められていることから、条文の適正化を図るため改正をするものです。

そして、保育料の減免条項を明記するため、同条に町長は、必要があると認めるときは保育所の使用料を減額し、もしくは免除し、又は保育所の使用料の徴収を猶予することができる、を加え改正するものでございます。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。一括して補足説明を致しますが、議案第34号から第36号ま

で、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 37 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 2 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 2,804 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 99 億 9,423 万 4,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。17 ページをお開きください。

主立った事業につきまして、ご説明を致します。

まず、2 款 1 項 3 目、財産管理費、11 節需用費の修繕料 158 万 8,000 円の追加につきましては、消防の査察の指示によります佐賀地区の総合センター内の避難誘導灯の修繕および新設などの追加によるものでございます。

14 目ふるさと納税、8 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 3,578 万円、12 節役務費の返礼品配送手数料 1,856 万円や、ふるさと納税寄附金受領業務代行手数料 2,460 万 3,000 円など、合計 8,279 万 4,000 円の追加につきましては、ふるさと納税寄付金 2 億円を追加し、5 億円を目標に取り組むものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、13 節委託料の地域における共助の基盤づくり事業委託 517 万 3,000 円の追加につきましては、新規事業の活用によりまして、次世代育成研修会、見守りネットワーク啓発活動などの取り組みを行うための必要経費および臨時職員の賃金などの委託を追加しまして、社会福祉協議会への補助金の一部の組み換えを行うもので、次の 18 ページの 19 節負担金補助および交付金の黒潮町社会福祉協議会補助金 336 万 8,000 円の減額をしてございます。

なお、この事業の活用によりまして国庫補助金約 200 万円の交付を受けまして、一般財源を圧縮することができております。

19 ページ。

6 款 2 項 3 目、林道維持費、11 節需要費の林道維持補修費 150 万円の追加につきましては、上川口の為の川林道および湊川の向林道の小規模災害に対応するものでございます。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、田野浦地区漁業集落環境整備事業の事業量の調整を行うため、15 節工事請負費 800 万円を追加し、17 節公有財産購入費や 22 節補償補填および賠償金を減額調整をしております。

20 ページ。

4 目漁港施設維持費、15 節工事請負費の入野漁港漁具保管施設修繕工事 761 万 2,000 円の追加につきましては、雨漏りの修繕のため、屋上の防水改修工事を行うものでございます。

7 款 1 項 2 目、商工振興費、15 節工事請負費の黒潮一番館施設改修工事 130 万円の追加につきましては、室内空調エアコンの取り替えを行うものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、21 ページの 1 目道路橋梁維持費、11 節需用費の修繕料 250 万円の追加につきましては、これまでの豪雨などにより、崩土撤去、支障木伐採などの対応によりまして不足したため追加をし、維持管理および豪雨等に備えるものでございます。

2 目道路新設改良費、22 節補償補填および賠償金の窪川佐賀道路工事に用道路補償費 403 万 5,000 円の追加につきましては、立木補償や動産移転料に対応するものでございます。

3 項河川費、2 目がけくずれ対策、15 節工事請負費のがけくずれ住家防災対策事業工事 1,320 万円の追加につきましては、県の補助対象事業により、灘、伊田郷、加持田村、奥湊川地区の 4 件と、上田の口地区の町単独事業 1 件によるものでございます。

6 項住宅費、11 節需用費の修繕料 166 万円の追加につきましては、横浜地区の改良住宅の雨漏りに対応するものでございます。

11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目公共土木施設現年発生災害復旧費、15 節工事請負費 500 万円の追加につきましては、7 月の豪雨災害による道路 2 件、河川 3 件および単独災害 3 件によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

歳入も主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、10 款地方特例交付金 127 万 3,000 円の増額につきましては、住宅取得控除による減収分および新設されました自動車税ならびに軽自動車税の環境性能割の減収分を補てんする減収補てん特例交付金の額の確定によるものでございます。

11 款地方交付税 1 億 113 万 3,000 円の増額は、普通交付税の額の確定によるものでございます。

昨年との確定額での比較では減額となっております、合併算定替えによる減が主な要因となっております。

13 款分担金および負担金、15 款国庫支出金および 14 ページの 16 款県支出金につきましては、その他の説明欄に記載がありますとおり、歳入のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいただいております。

次に、14 ページ下段から 15 ページ、18 款寄附金のふるさと納税寄附金 2 億円の増額は、カツオのたたきがテレビ放映された PR 効果によりまして寄附金が大幅な伸びを見せていることから、増額を見込んだものでございます。

19 款繰入金の財政調整基金繰入金 2 億 903 万 7,000 円の減額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

20 款繰越金 205 万 2,000 円の増額は、30 年度決算における純繰越金を見積もっております。

22 款町債は、説明欄の記載のとおり 1,265 万 3,000 円の増額をするものでございます。

次に、9 ページにお戻りをいただきまして、第 2 表の地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額を 8 億 4,080 万円を、補正後は 8 億 5,345 万 3,000 円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 15 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 37 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

議案第 38 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は 67 ページ、予算書は青色の表紙のものになりますので、ご用意ください。

まず、予算書の 1 ページをお開きください。

当該特別会計補正第 1 号は、既決の予算に歳入歳出ともに 1,319 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額は 3,263 万 8,000 円とするものです。

補正の内容についてご説明を致します。予算書の 7 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

2 款 1 項 1 目 25 節、積立金を 1,319 万 6,000 円追加致しました。

積立金の追加の理由は、平成 30 年度繰越金が 1,319 万 6,719 円であることから、本年度宮川奨学資金積立金として支出するものでございます。

次に、予算書の 6 ページ、歳入の欄をご覧ください。

先ほど説明を致しました、前年度の繰越金 1,319 万 6,000 円を追加致しました。

以上で、議案第 38 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第 39 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。黄色の表紙の予算書となります。

1 ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、平成 31 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算の名称を、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算とし、元号の年表示についても令和に読み替えるものです。

第 1 条では、この補正予算は既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,001 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 19 億 1,488 万 8,000 円とするものです。

主な補正内容は、平成 30 年度決算に伴う翌年度繰越金を歳入に追加し、歳出においては、前年度以前の特健康診査保健指導負担金および療養給付費等負担金の額が確定したことによる返還金ならびに財政調整基金積立金をそれぞれ追加するものです。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳入について説明を致します。7 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目、繰越金の 1 節繰越金の 3,001 万 5,000 円においては、平成 30 年度決算において、歳入から歳出を差し引きました収支額 3,001 万 6,431 円を繰越金として今回追加計上をしたものです。

次に、歳出を説明致しますので、1 枚めくっていただき 8 ページをお開きください。

中段の 8 款 1 項 5 目、保険給付費等交付金償還金および 6 目その他償還金の 23 節償還金利息および割引料は、平成 29 年度ならびに平成 30 年度に国から概算交付を受けていました療養給付費等負担金の額が確定したことにより、その概算交付金を多く交付を受けていましたので、今回返還金を計上致しました。

上段の 6 款 1 項 1 目、財政調整基金積立金の 25 節積立金の財政調整基金 2,874 万 8,000 円の増額は、平成 30 年度決算に伴う翌年度繰越金 3,001 万 6,431 円のうち、収支調整額として 2,874 万 8,000 円を財政調整基金へ積み立てをするものです。

以上で、議案第 39 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第 40 号の令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明を致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額で歳入歳出それぞれ 7,189 万 6,000 円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 17 億 7,811 万 9,000 円とするものです。

第2条では債務負担行為を規定し、今回補正を行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、来年度予算として介護保険事業計画等の策定を一括して行う必要があることから、債務負担行為を計上しております。

6ページ。

第2表債務負担行為では、事項として、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委託、期間として、令和2年度、限度額308万円としております。

補正の理由は、平成30年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰越金および基金積立金と、返還金の計上を行うことが主な要因となっております。

まず、歳出から説明させていただきます。11ページの歳出事項別明細書をお開きください。

3款地域支援事業、1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費、12節役務費の24万円の減額補正は、当初はC型事業所の指導として講師派遣手数料で計上していましたが、介護予防の強化を目的として、事業所のみでなく広く住民の皆さまに啓発等を行うために、2項1目、一般介護予防事業を12節役務費に振り替えるものです。

13節委託料の380万円の増額補正は、令和3年度から令和5年度までの3カ年計画となる第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行う委託料を計上するものです。

4款1項1目、介護給付費準備基金積立金の4,541万2,000円の増額補正は、平成30年度の決算額の確定に伴い、基金の積立を計上しております。

12ページ。

6款1項2目、償還金の2,268万4,000円の補正につきましては、前年度の実績額の確定に伴い、概算額で交付を受けていた負担金等を返還する額の補正となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書9ページにお戻りください。

3款2項、国庫補助金、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、1節現年度分の95万円、4款1項、支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、1節現年度分の102万6,000円、5款2項、県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1節現年度分の47万5,000円、10ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、1節現年度分の47万5,000円、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金の87万4,000円は、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料380万円に対して、各負担割合に応じて予算計上をしております。

また、7款2項1目、介護給付費準備基金繰入金は、低所得者保険料軽減負担金の平成30年度の精算による返還分2万2,000円を計上するものです。

8款繰越金の6,807万4,000円の補正は、前年度からの繰越額の補正に伴い計上を行うものです。

以上で、議案第40号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、議案第41号、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は70ページでございます。

参考資料で説明致しますので、参考資料64ページをお開きください。

本工事は、設計金額ならびに請負対象金額とも7,008万円で、入札の結果、6,245万円で落札されました。

その請負率は89.11パーセントでございます。

工期は、令和元年9月30日から令和2年3月19日としております。

なお、契約金額につきましては、6,869万5,000円にて、有限会社光陽建設と契約締結するものでございます。

参考資料65ページをお開きください。

航空写真を付けております。左側が本庁舎でございまして、右側の町道新庁舎防災広場線をまたいだ西側の黄色囲みが、今回の工事場所でございます。

工事と致しましては、町道黒潮庁舎線の道路工事と、万行第1、第2団地建設地の造成工事であります。

工事概要をご説明致します。参考資料66ページをお開きください。

全体平面図でございます。凡例を右側に色分けでお示ししていますが、茶色が町道黒潮庁舎線で、道路幅員は5メートル、歩道幅員も2メートル計画しております。延長は216メートルでございます。

青色が排水施設でございます。U型側溝の蓋掛けとして、延長148メートルを計画しております。

黄色が町営住宅建設地でございます。面積は約3,600平方メートルで、今回の工事では計画高までの掘削造成工事を行います。

続きまして、参考資料67ページをお開きください。

横断面図でございます。平面図では黄色縦線で示しておりますが、標準的な断面図としてナンバー6とナンバー7を表示しております。赤色斜線部分を掘削致します。掘削後の計画高は、約24メートルとなります。

この断面図は北側から見たものでございまして、左下が本庁舎へ上がってくる町道新庁舎防災広場線、その右側が今回工事を行う町道黒潮庁舎線、赤色縦点線が、町道と町営住宅建設地との境界をお示ししております。

なお、本庁舎と隣接しておりますので、車での来庁者および歩行者の安全を最優先に工事を行ってまいります。

以上で、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について、補足説明させていただきます。議案書は71ページをお開きください。

黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定につきましては、これまでの経過と施設の性格や機能等を踏まえ、公募によらない指定管理者の団体として指定管理者選定委員会に諮り、慎重に審議してまいりました。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、幡多郡黒潮町佐賀763番地、明神水産株式会社、代表取締役、西坂法彦とするものでございます。

指定する期間は、令和元年10月1日から令和6年3月31日までと致します。

指定理由について申し上げます。

共同作業場は本年3月に議決を受け、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、指定管理者として株式会社明神食品が施設の管理運営を担っていますが、業務の効率化と会社経営の健全化を図るため飲食部と水産物の加工部門を分離することになり、所定の手続き、臨時株主総会議決を経て、現指定管理者の株式会社明神水産の水産加工部門を親会社である明神水産株式会社へ業務移行することが決定され、名称等変更および指定管理者の再申請書が町に提出されておりました。

承知のとおり、明神水産株式会社は、町内はもとより県内を代表する企業で、独特のキャッチコピーとカツオ一本釣り漁船、水揚げ高連続日本一の実績もあり、全国的にも名をはせた認知度の高い企業でもあります。

地域貢献につきましても、従業員の多くは本町出身者を占め、地域雇用に努めており、株式会社明神食品から業務移行する加工部門の従業員の雇用を継続するとともに、製造していた主要な製品も継承し、施設の有効活用により業務効率の改善と販路拡大、地域雇用がより期待されるところであります。

また、カツオたたき作りに必要なわらの多くは町内の中山間で調達され、関連会社自らで耕作した稲わらを活用するなど、町内の荒廃する農地の保全にも努めているところでございます。

さらには、清掃活動や町内のイベントや各種催しには協力、協賛するなど、地域の活性化に貢献しているところでございます。

この水産共同作業場の付随施設である冷凍施設の活用についても、旬の漁期に水揚げされた原材料のストックのみならず、漁協の活餌飼料や漁業関係者の原料製品の保管場所として、さらに広く有効に利活用されるものと期待されているところでございます。

生産された商品は、関係グループ会社と連携し、最終製品は全国各地の生協や数多くの取引商店等への販売のほか、なぶら土佐佐賀などの道の駅や、県内外の飲食店および直営店で提供、販売の事業展開がなされております。

また、本町のふるさと納税の代表的な返礼品として、税込確保に寄与していただいている企業であります。営業収益も健全であり、地域雇用と安定的な運営が今後も期待され、公の施設の維持管理にも効果を最大限に発揮されると判断することから、明神水産株式会社を指定管理者とすることが適当と認められます。

以上のことから指定管理者として指定しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会致します。

散会時間 12時 10分